

(重 要 事 項 説 明 書)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

『さくら丘』手稲

平成24年10月1日 札幌市長指定 第0190400358

<事業者概要>

名 称

『さくら丘』手稲

株式会社北海道福祉事業協力会

代表取締役 八戸 翼

住 所 札幌市手稲区前田9条10丁目2番12号

電 話 TEL 011-688-5203 FAX 011-688-5204

営業日 日曜日から土曜日

営業時間 24時間 (通い9:00~16:00・宿泊16:00~9:00・訪問24時間)

事業地域 札幌市手稲区・北区

利用定員 登録定員 29名

通い定員 15名

宿泊定員 5名

<事業の目的>

利用者が地域・家庭において心身ともに豊かで自立した社会生活を送る事ができるよう、関係の諸機関と連携し、地域高齢者福祉の向上に貢献する事を目的とします。

<運営の基本方針>

利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活の援助および介護を、利用者及び家族の選択に基づき行います。

<理念>

我達は、利用者様またご家族の立場に立ち、地域の皆様との交流と連携を大切にして、お一人おひとりが、自分らしく尊厳を持って暮らしていくことを、全力で支援致します。

<職員体制>

職員の職種、員数

職員の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務（兼務する職種）	専従	兼務（兼務する職種）	
管理者	1		1（介護従事者）			ヘルパー2級
介護支援専門員	1		1（介護従事者）			介護支援専門員
介護従事者	10人以上	2	2（管理者 介護支援専門員）	10人以上		介護福祉士他
（うち看護職員）	1			1		看護師

職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	それぞれのご利用者に応じた居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行います。
介護従事者	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたります。
看護職員	ご利用者の健康管理を行います。

勤務体制

早番 9:00～16:00 遅番 10:00～17:00 午前 9:30～13:30 午後 13:30～17:30

<契約の期間>

- ・この契約は初回利用日より開始し利用者からの申し出がない限り継続いたします。
- ・要介護認定において自立と判定された場合は、利用できません。

<（介護予防）小規模多機能型居宅介護の支援内容>

当事業所では通い・訪問・宿泊の利用において、日常生活に必要とされる総合的な支援および介護を提供いたします。

- ・ケアプランを踏まえて行われます。
- ・通い時（送迎・食事・入浴・健康チェック・レクリエーション等）
- ・訪問時 身体介護（入浴介助・排泄介助・食事介助・体位変換・通院介助等）
生活支援（調理・洗濯・掃除・買い物等）
- ・宿泊時（送迎・食事・入浴・安全管理・服薬管理等）

<利用料金>

- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用料金は国で定めた介護給付体系により計算されます。但し、介護保険料滞納がある場合は介護費用全額が契約者自己負担としてお支払頂く場合があります。
- ・利用回数に係わらず、1月分をまとめた定額料金となります。
- ・新規利用又は月途中での解約による終了の場合は、別途日割計算となります。

基本料金表 (1割負担の場合の1月あたり)

	要介護度等	介護費 (利用者負担額・1月につき)
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	3,509円
	要支援2	7,091円
小規模多機能型居宅介護	要介護1	10,636円
	要介護2	15,632円
	要介護3	22,740円
	要介護4	25,097円
	要介護5	27,672円

* 新規利用の場合、初期加算として初回利用日から30日間の加算があります。

(1日あたりの自己負担額は31円です)

* 主治医意見書により認知症状があると診断されている要介護者の方に対する対応加算があります。

(認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方は月に773円の自己負担額)

(要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱの方は月に468円の自己負担額)

* 若年性認知症と診断されている方に、若年性認知症利用者受入加算があります。

(月に要介護814円、要支援458円の自己負担額)

* 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)として、総単位数に13.4%を乗じた単位数が加算されます。

* その他の加算

総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(月に814円の自己負担額)

訪問体制強化加算(要介護者の方に対し、月に1,017円の自己負担額)

* 利用料の負担は、介護保険負担割合証に記載された割合の額(1割または2割または3割負担)となります。

その他料金表 (1回あたり)

- ・ 介護給付の利用者負担分の他には下記の料金をお支払いいただきます。

食費

朝食 300円

昼食 500円

夕食 600円

おやつ 200円

宿泊費 個室 2500円

多床室 2000円

その他実費

おむつ代 100円 パット代 50円

- ・通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1キロメートル毎に10円。
- ・通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスの交通費の額として、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1キロメートル毎に10円。
- ・その他、(介護予防)小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費。

<利用料のお支払い>

- ・料金は1ヶ月毎に固定の金額、実費の金額の合計をお支払頂きます。
翌月27日に利用者指定の金融機関から引き落としとさせていただきます。

<事業者及び従業者の義務>

- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の支援提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮致します。
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の支援を提供する上で知り得た利用者及び家族の方に関する情報を正当な理由なく漏洩いたしません。

<(介護予防)小規模多機能型居宅介護の支援を利用いただく為の注意事項>

1. 利用内容の変更・中止

予定されている利用内容の変更・中止に関しては事前に申し出ください。

2. 備品等の使用

訪問において支援提供の為に必要な備品(水道・ガス・電気等)は無償で使用させていただきます。従業者が支援提供において、事業所へ連絡が必要な場合は、電話を使用させていただきます。

3. 通い及び宿泊の利用に関して

他の利用者への著しい迷惑行為等がある場合は、利用内容が制限される場合があります。

<(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用終了>

- ・下記の様な場合は利用が終了となります。

- * 死亡した場合
- * 1月を通して、入院等により一度も利用がなかった場合
- * 何等かの理由で事業所が閉鎖した場合
- * 利用者から利用停止の申し出があった場合
- * 利用料金の支払いが滞り再三の催告にもかかわらず支払われない場合
- * 利用者、代理人及び家族の故意または重大な過失により、事業所又は従業者の生命・身体・財産・信用を傷つける不信行為があり、利用を継続するのが難しいと判断される場合

尚、終了する場合には利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、諸手続きなど必要な援助を行います。

<事故発生時の対応>

事故発生時の処置

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の支援提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。

賠償責任

賠償すべき事故が発生した場合には速やかに、加入する賠償責任保険により損害賠償を行います。

事故後の措置

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

※但し、その損害の発生について利用者またはその家族に故意又は過失が認められる場合には事業所は損害賠償責任を負いません。

<緊急時の対応について>

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用中に、利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な対応をする他、ご家族が不在の場合、必要に応じて緊急連絡先へ速やかに連絡いたします。

<終末期について>

利用者や家族の意向や希望を聞き、充分話し合い、各関係機関と連携をとりながら支援していくよう努めます。

<非常災害対策>

防火責任者 曾根 礼子

非常災害時の対策

別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講じます。

避難訓練 年2回実施

<事業継続計画 (BCP) >

事業継続計画 (BCP) の策定を行い、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者が継続して (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の支援を受けられるよう、会議体を設置し、定期的な委員会の開催や研修や訓練及び継続的な見直しを行っています。

<相談・苦情の窓口>

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用についてのご相談、ご不満、ご意見などある場合は、担当者または、下記までご連絡下さい。担当者が関係者へ確認、指導を行い、利用者へは適切且つ迅速な対応に努めます。

■ 『さくら丘』手稲

連絡先

電話番号 011-688-5203
担当者 曾根 礼子
受付時間 9時～17時まで

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

手稲区 681-2400
北 区 757-2400 他、札幌市内の各区役所

北海道国民健康保険団体連合会（国保連）

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館

電話番号 231-5161 （代表）

F A X 231-5178 （総務部）

利用時間 午前9時～午後5時 （土・日・祝日休み）

<その他の重要事項>

身体不拘束

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、文書にてご利用者及び家族に説明し同意を得ます。
- ・身体拘束等の適正化を図る為の指針の整備や対策を検討する委員会を年4回開催し、その結果について介護職員その他の従業者へ周知徹底を図り、研修についても定期的に行います。

虐待防止

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護提供に当たっては、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為に、責任者の選定・成年後見人制度の利用支援・従業者の相談窓口・虐待防止の為の普及や啓発・委員会設置による会議内容を従業者へ周知徹底・研修を行い人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護の支援提供を行う介護職員その他従業者へ、男女雇用均等法などにおけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を行っています。就業者に対するハラスメント指針の周知や啓発・相談窓口の設置・その他ハラスメント防止の為の必要な措置を講じます。

自己・外部評価

- ・定期的に（年1回）（介護予防）小規模多機能型居宅介護の自己評価を行ない、また外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

『さくら丘』手稲は、
様の小規模多機能型居宅介護サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたりサービス内容及び重要事項説明書の内容説明をいたしました。

本重要事項説明書の説明を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有します。

契約日 令和 年 月 日

『さくら丘』手稲

株式会社北海道福祉事業協力会

代表取締役 八戸 翼

説明者署名



の小規模多機能型居宅介護サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり説明者に支援内容及び重要事項説明書の説明を受け了解いたしました。

本重要事項説明書の説明を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有します。

住所

氏名

連絡先

私は、本人契約意志を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

契約者との関係

署名代行理由

署名代行者 住所

氏名

連絡先